

補装具の制度が変わります(平成18年10月から)

身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の交付(修理)については、障害者自立支援法に基づく補装具費の支給へ移行となります。

補装具の種目の見直し

日常生活用具より移行…重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具へ移行…点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助つえ(一本杖のみ)、収尿器ストマ用装具
廃止…色めがね

補装具費の支給 これまでの補装具は、市が補装具製作者に製作(修理)を委託し、その費用を市が払っておりましたが、新しい制度では補装具の購入・修理に当事者間の契約制を導入することとし、利用者からの申請に基づき、補装具の購入・修理が必要と認められたときは、市がその費用を補装具費として利用者へ支給することになります。ただし、あらかじめ市との間で代理受領の契約を行っている補装具製作者が、利用者からの委任を得ることにより、代理受領も可能となります。

利用者負担 利用者の負担については、原則として費用の1割を負担していただきます。これは、障害のある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いするものです。ただし、どの方においても負担が増えすぎないように上限額を設定し、軽減を図ります。

- ・生活保護世帯の方 0円
- ・市民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の方 15,000円
- ・市民税非課税世帯の方 24,600円
- ・市民税課税世帯の方 37,200円

公共交通の活性化と 環境にやさしい通勤をしよう!

毎月第4金曜日はノーマイカーデー
バス、鉄道、自転車、徒歩などで…



目指す3つの元気!

- 公共交通の元気(公共交通の活性化)
- 自然環境の元気(排出ガスの抑制・省資源)
- 体の元気(運動による健康増進)



バスや鉄道などの公共交通は、普段利用しない方でも、「無くなるのは困る」と、お考えの方は多いと思います。

しかし、市内の公共交通の多くは、年々利用者が減少し、行政からの補助金等なしで維持することは難しいのが現状です。

「毎月第4金曜日はノーマイカーデー」キャンペーンは、みんなで公共交通の意義、環境保全、健康づくりについて考えるきっかけにしようと実施するものです。

もちろん、金曜日や通勤時以外にも積極的に取り組みましょう。

秋田県エコ交通推進協議会の環境にやさしい通勤「エコ交通キャンペーン」(毎月第4金曜日はノーマイカーデー)と協調して実施するものです。

仙北市総務部企画政策課 TEL 43-1112

